

## コミックイラスト研究会会則

### 第一章 名称

当会の正式名称は、「コミックイラスト研究会」とする。

### 第二章 目的

当会の目的は、会員の創作と発表のばを与え、また、行事などを通じ会員間の交流を深めるところにある。

### 第三章 部会

第一条 当会の活動目的による会合を定例会と称する。

第二条 定例会は会員により構成される。

第三条

一 項 定例会は一週間に二回行われる。

二 項 定例会開催日時は会長が定める。

第四条 臨時会合は会員の中で会合が必要であろうと思う会員及び会長が召集する。

第五条

一 項 定例会は会則の制定及び改正、ならびに覚え書きの承認を行うことができる。

二 項 定例会は当会の行事及び活動の決定の承認を行うことができる。

三 項 定例会は会長または会長の任意の委任を受けた会員の出席により成立する。

### 第四章 会長、幹部

第一条

一 項 当会には一人の会長をおく。

二 項 会長は、当会の最高責任者である。

第二条 会長以下に別に定める幹部をおく。

第三条

一 項 会長は、会員からの立候補者により選出され、その任命は、部会による過半数の会員による承認を得て前会長が行う。

二 項 立候補者なき場合、会長または会員による推薦により選出し、その任命は前項に従う。

第四条 幹部は会長により任命される。

第五条 会長及び幹部の任期は一年とし、大学祭終了後二週間以内に任命される。

第六条 会長及び幹部に欠員が生じた場合、速やかに欠員を補充し、その任期は大学祭終了後までとする。

## 第五章 会計、財務

第一条 当会の経費は会員の会費その他にある。

第二条 会費は定例会によって定める。

第三条 会費はその月の最初の定例会で徴収する。

会計は各行事終了後、会計報告を行う。また、必要に応じて行うこともできる。

## 第六章 会員の権利及び義務

第一条 会員は等しく自己の作品を行事への出典・会機関紙への発表の権利を有する。

第二条

一 項 会員は会費を納める義務を有す。

二 項 会費を六ヶ月以上滞納した場合、滞納員の一割を徴収する。